

【2023.2.13 再案内】「2. 2023年2月～3月の判定依頼・発給申請受付期間」に記載のとおり、HS2002に基づく新規での発給申請受付は「2023年2月20日（月）まで」ですので、ご注意ください。

【2023.2.6 再案内】「2. 2023年2月～3月の判定依頼・発給申請受付期間」に記載のとおり、HS2002に基づく新規での原産品判定依頼受付は「2023年2月13日（月）まで」ですので、ご注意ください。

★本案内は、日アセアン協定利用者のみを対象としています★

2022年12月12日

日アセアン協定利用者 各位

日本商工会議所

日アセアン協定（AJCEP）における HS2017 の採択に伴う
特定原産地証明書申請手続き等について
（発給システムに登録の HS コードの確認・修正等）

8月26日にご案内（<https://www.jcci.or.jp/20220825aseanhs.pdf>）のとおり、日アセアン協定が採用する HS コードが、2023年3月1日以降は 2002年版（HS2002）から 2017年版（HS2017）に変わります。

これに伴い、日アセアン協定利用者の皆様にご確認いただくこと、ならびに移行に伴う判定依頼・発給申請の受付期間等について、以下のとおりご案内申し上げます。

記

1. 産品の原産性と HS2017 での HS コード番号の確認等

日アセアン協定の産品判定番号を保有する企業は、HS2002 から HS2017 への変更に伴い、以下の3点をご確認ください。

（1）HS2017 での HS コード

HS2017 における HS コードをご確認ください。

（適用する HS コードは輸入国税関の見解が優先されます）

（2）産品の原産性

HS コードの移行に伴い、協定に定める原産性を保持しているかご確認ください。

CTC で判定依頼を行っている場合、材料の HS コードもご確認いただき、原産性が保持されていることをご確認いただく必要があります。

また、原産性の保持を確認するために使用した関係資料は、特定原産地証明書の発給日の翌日より 3 年間保存し、輸出国政府や関係機関等からの要請に応じて提出できるようにしてください。

(3) 発給システムに登録の HS コードの確認・修正

発給システムに登録の HS コードを 2023 年 2 月 24 日（金）までに HS 移行対応プログラムでご確認、必要に応じご修正ください。

<<<HS 移行対応プログラム>>>

※第一種特定原産地証明書発給システムにログインしたうえでご利用ください。

発給システムの HS 移行対応プログラムは、国際連合で公表している対応表に基づき、候補となるコードを提示する仕組みを用意していますが、適用する HS コードは輸入国税関の見解が優先されるため、これらの候補以外のコードが示されることもあり得ます。必ず各社で当該製品の輸入時の HS コードをご確認くださいようお願いいたします。

●HS Correspondence tables (United Nations)

<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

なお、移行後の HS コード候補に応じて、移行対応プログラムの初期値を以下のとおり 3 パターンに分けております。

また、2023 年 3 月 1 日以降の登録 HS コードは、移行対応プログラムでの確認操作の仕方により以下のとおりとなります。

	移行後のHSコード候補		
	①	②	③
	移行後のHSコードが1つに特定できる	移行後のHSコードが1つに特定できない(複数に分かれる)	
		移行後の候補に旧HSコードと同じものがある	移行後の候補に旧HSコードと同じものがない
移行対応プログラムの初期値	移行後 (HS2017) のHSコード	移行前 (HS2002) と同じHSコード	「未確認・未決」 ※手動で移行後 (HS2017) のHSコードを選択もしくは入力

移行対応プログラムでの確認操作

操作	2023年3月1日以降の登録HSコード		
未確認のまま (操作しない)	初期値 (HS2017) を登録 (※1)	初期値 (HS2002と同じ) をHS2017のHSコードとして登録 (※1)	確認保留 (※2)
確認を実施 (HSコードを選択・入力して更新)	確認したHSコード	確認したHSコード	確認したHSコード
「未確定・未決」を選択	確認保留 (※2)	確認保留 (※2)	確認保留 (※2)
「使用停止」を選択	使用停止	使用停止	使用停止

※1 ①および②のケースについては、確認操作をしていなくても、移行対応プログラムの初期値に登録されたHSコードが2023年3月1日以降そのままHS2017のHSコードとして登録されます。2023年3月1日以降、HSコードの確認操作は一切不可になります。

※2 原産性の確認が2023年2月24日までに間に合わない等の理由で確認保留となっている場合、当面の措置として2023年3月1日以降に1回だけ確認操作することができることとします。

未確認、または確認作業が十分でなかった結果、データに誤りがある場合は、修正のために以下のような多くの煩雑な手続きを要することになりますので、必ずご確認ください。

- ①HSコードに誤りがある場合、その判定番号は無効となり、再度、判定依頼を提出、承認を得ていただくこととなります(新しい判定番号となり、産品利用回数も1回からとなります)。
- ②証明書の発給後にHSコードの誤りが発覚した場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、記載の誤りの通知を、日本商工会議所にご提出いただくこととなります。
- ③証明書の利用後に原産性の喪失が発覚した場合には、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、特定原産品でなかったこと

の通知を、日本商工会議所にご提出いただくこととなります。また、経済産業省は証明書の発給の決定を取消し、証明書を利用した物品の仕向国に対し、特定原産品でなかった旨の通報を行うこととなります。

2. 2023年2月～3月の判定依頼・発給申請受付期間

(1) 原産品判定依頼

- ・ HS2002 に基づく判定依頼受付：2023年2月13日（月）まで
- ・ HS2017 基づく判定依頼受付：2023年3月1日（水）から開始

注1：HS2002による判定依頼が2月24日（金）までに「承認」となっていないものは、システム上の状態を「保存」に戻します。

この場合、2023年3月1日以降にHS2017により再度依頼していただくこととなります。

注2：2023年2月24日までにHS2002にて産品判定番号を新規に取得した場合も、上記「1. 産品の原産性とHS2017でのHSコード番号の確認等」を行いませんと、システム上で適切な移行が行われられない可能性があります。

注3：2023年2月28日までは、日アセアン協定のルールにもとづき、HS2017による判定依頼はできません。

(2) 証明書の発給申請

- ・ HS2002による発給（再発給含む）申請受付：2023年2月20日（月）まで
- ・ HS2017による発給申請受付：2023年3月1日（水）から開始

注1：HS2002による発給申請が2023年2月24日（金）までに「承認」になっていないものは、状態を「保存」に戻します。

この場合、2023年3月1日（水）以降にHS2017により再度申請していただくこととなります。

注2：2023年2月21日（火）以降はアセアン協定のHS2002による新規の発給申請はできません。十分に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

（輸入通関時に証明書を提出できない場合、関税還付制度を利用できる国もありますのでご検討ください）

注3：2023年2月28日まではHS2017による発給申請はできません。

[<<<日アセアン協定のHSコード移行に関するQ&A>>>](#)

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム : <https://www.jcci.or.jp/hs.html>